

「指定地域密着型通所介護」「介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
(介護予防通所介護相当)」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(新庄村指定第3393400274号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。介護保険認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岡山県真庭郡新庄村1998番地の1
- (3) 電話番号 0867-56-2001
- (4) 代表者氏名 会長 小倉博俊
- (5) 設立年月 平成4年1月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
(介護予防通所介護相当)
令和4年3月16日 新庄村指定第3393400274号
- (2) 事業所の目的 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
- (3) 事業所の名称 新庄村社会福祉協議会指定通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県真庭郡新庄村1998番地の1
- (5) 電話番号 0867-56-2001
- (6) 事業所長(管理者)氏名 大野 厚吉
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の従事者は、そのご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 通所型サービスの実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、自らその提供する通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(8) 開設年月 令和4年4月1日

(9) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 新庄村全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（国民の祝日及び年末年始を除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月～金 9時00分～17時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1以上	1名
2. 介護職員	1以上	1名
3. 生活相談員	1以上	1名
4. 看護職員	1以上	1名
5. 機能訓練指導員	1以上	1名
6. 介護支援専門員		名
7. 栄養士（調理員）		名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：15 ☆原則として介護職員は2名以上が勤務します。
2. 看護師	
3. 介護職員	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

*以下のサービスについては、利用料金の大部分（保険者の定める負担割合による）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

・ご利用者の排せつの介助を行います。

③機能訓練

・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）④参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

②複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ・ 1枚につき 10円

③日常生活上必要となる諸費用の実費

・ 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

- ・ おむつ代：実費

④食費、おやつ代

事業所で提供する食費、おやつ代についてご負担頂きます。

- ・ 食費として1食あたり400円
- ・ おやつ代として1食あたり100円

⑤通常の事業の実施地域以外に対して行う送迎

- ・ 通常事業の実施地域を越えた地点から1kmごとに60円追加

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

○前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| <p>① 下記口座への振り込み
晴れの国岡山農業協同組合 美甘支店
口座番号 1687756</p> <p>② 金融機関口座からの自動引き落とし
毎月10日 引き落とし日が土・日・祝日の場合は翌営業日
ご利用できる金融機関：晴れの国岡山農業協同組合</p> <p>③ 窓口での現金払い</p> |
|--|

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体

調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	400円（食費相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

事業所は、提供した通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービスに対するご利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じます。

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名]（担当者） 生活相談員 太田 順子

○受付時間 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日・12月29日から1月3日を除く）
午前8：30～午後17：15

○電話番号 TEL0867-56-2001

（2）行政機関その他苦情受付機関

新庄村役場 介護保険担当課	所在地	岡山県真庭郡新庄村2008-1
	電話番号	0867-56-2646
	受付時間	8時30分～17時15分
岡山県 国民健康保険団体連合会	所在地	岡山県岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	8時30分～17時15分

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族・当該包括支援センター・当該居宅介護支援事業所、に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止の為の措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

8. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。事業所は、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告します。

9. 運営推進会議

- (1) 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域の交流に努めます。
- (2) 通所介護事業の提供に当たっては、ご利用者、ご利用者のご家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聞く機会を設けます。
- (3) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

10. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

11. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を、従業員に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 3. 虐待の防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

新庄村社会福祉協議会指定通所介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 太田 順子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 新庄村 番地 氏名 印

契約書第10条（守秘義務等）における内容について、私に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、私またはその家族等の個人情報を用いることに同意します。

(本人) 住所 新庄村 番地
氏名 印

(家族) 住所 新庄村 番地
氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 1386㎡
- (3) 事業所の周辺環境 敷地内に、内科・歯科診療所があり近くには、役場・郵便局があります。また、騒音も少なく日当たりも良好です。

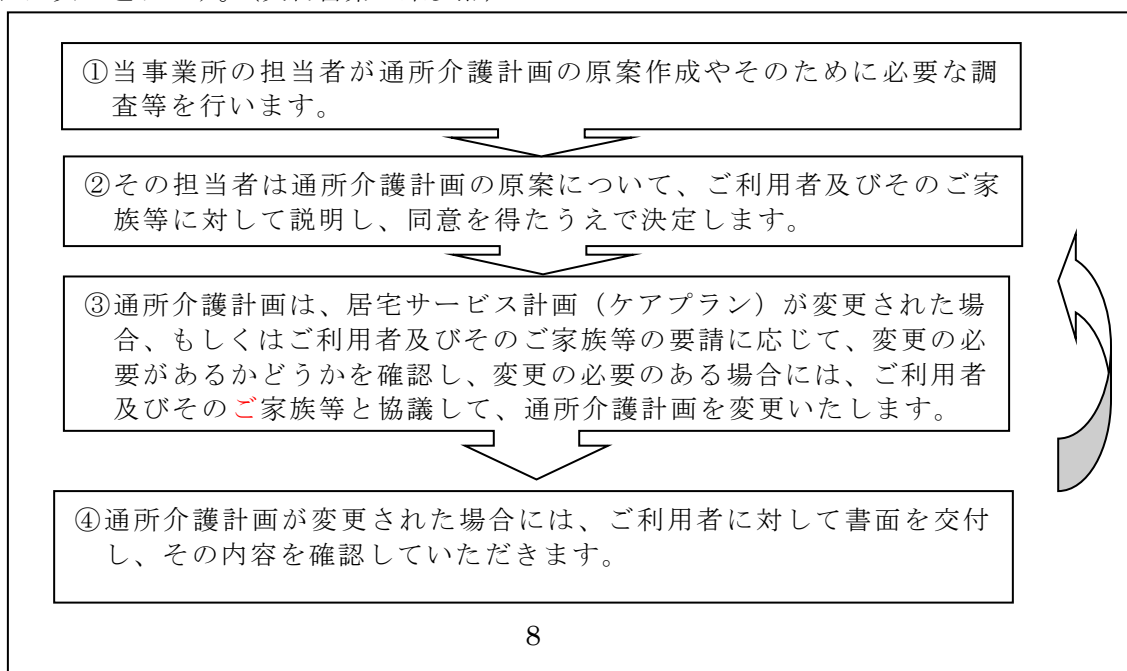
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
2名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員**・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。
- 看護職員**・・・ご利用者の健康管理を行い、必要に応じて医療機関と連携し医療補助行為を実施します。
1名の看護師を配置しています。
- 機能訓練員**・・・ご利用者の状態に合わせた機能訓練の計画や考案、実施時の介助や指導を行います。
1名（兼務可）の機能訓練員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員等が主治医と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、希望があれば複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

当事業所では、敷地内全面禁煙となります。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。